

第45回山梨県環境保全審議会（平成27年8月3日開催）

審議事項(1)資料

温泉法に基づく掘削の許可について

大気水質保全課

平成 2 7 年度
第 1 回山梨県環境保全審議会温泉部会資料

第 1 号議案 W A Y S 株式会社
(新規掘削) 申請地：都留市つる

第 2 号議案 Saturnia 特定目的会社
(新規掘削) 申請地：南都留郡富士河口湖町船津

第 3 号議案 (株)大庄
(新規掘削) 申請地：南都留郡富士河口湖町西湖

・ 資料（各議案位置図及び温泉掘削許可申請に係る意見書）

第 1 号議案 : 資 1、資 2

第 2 号議案 : 資 3 ~ 資 5

第 3 号議案 : 資 6、資 7

第1号議案 WAY S株式会社の新規掘削申請について

申請者	住所	都留市鹿留1366		
	氏名	WAY S株式会社		
申請内容	目的	新設予定のホテル及び温浴施設への給湯		
	利用計画	上記施設での浴用に利用		
	申請地	都留市つる一丁目733番		
	地目等	宅地		
	掘削深度	1,500m		
	ゆう出路の口径	0~500m 200mm、500~1,000m 150mm、 1,000~1,500m 100mm		
	工事方法	ロータリー方式		
	着工予定	平成27年9月1日	完了予定	平成28年7月31日
	その他			
	近隣の状況等	<p>申請地は一般地域である。</p> <p>周辺源泉の状況 申請地周辺600m以内に既存源泉はない。 ・東 約4,300mに公共の源泉(利用中)</p> <p>申請地は、都留市駅から北北東140mに位置しており、申請地の地目は宅地である。</p> <p>排水処理については、掘削に伴い発生する泥水は循環濾過利用し、最終的に、坑内汚水、各タンク内汚水及び汚泥については産業廃棄物として処理する。揚湯試験時の排水については水路に放流する。 また、利用開始後の温泉水については、隣地隣接の水路での排水を予定し、雑排水については、公共下水道への排水を予定。</p>		

第2号議案 Saturnia 特定目的会社の新規掘削申請について

申請者	住所	東京都港区赤坂二丁目10番5号 (税理士法人赤坂国際会計事務所内)		
	氏名	Saturnia 特定目的会社		
申請内容	目的	新設予定の温泉施設『(仮称)地域振興施設』への給湯		
	利用計画	上記施設での浴用に利用		
	申請地	南都留郡富士河口湖町船津5156番		
	地目等	原野		
	掘削深度	1,500m		
	ゆう出路の口径	0~100m 250mm、0~500m 200mm、0~1,000m 150mm 990~1,500m 100mm		
	工事方法	ロータリー工法(垂直掘り)		
	着工予定	平成27年9月1日	完了予定	平成28年11月30日
	その他			
	近隣の状況等	<p>申請地は一般地域である。</p> <p>周辺源泉の状況 申請地周辺600m以内に既存源泉はない。 ・南 約960mに民間の源泉(利用中)</p> <p>申請地は、国道137号新倉交差点から北北東90mに位置しており、申請地の地目は原野である。</p> <p>排水処理については、掘削に伴い発生する泥水は循環濾過利用し、最終的に、坑内汚水、各タンク内汚水及び汚泥については産業廃棄物として処理する。揚湯試験時の排水については水路に放流する。 また、利用開始後の温泉排水は、富士吉田市の分流汚水本管に直接放流する。</p>		

第3号議案 株式会社大庄の新規掘削申請について

申請者	住所	東京都大田区大森北1丁目2番1号		
	氏名	株式会社大庄		
申請内容	目的	増築予定の『(仮称)株式会社大庄山梨温泉』への給湯		
	利用計画	上記施設での浴用に利用		
	申請地	南都留郡富士河口湖町西湖2329番		
	地目等	畑		
	掘削深度	1,500m		
	ゆう出路の口径	0~500m 200mm、500~1,000m 150mm、 1,000~1,500m 100mm		
	工事方法	ロータリー工法		
	着工予定	平成27年9月10日	完了予定	平成28年1月10日
	その他			
近隣の状況等	<p>申請地は一般地域である。</p> <p>周辺源泉の状況 申請地周辺600m以内に既存源泉はない。 ・北西 約1,700mに民間の源泉(未利用)</p> <p>申請地は、西湖の東側、県道青木ヶ原・河口湖線から真西約90mに位置しており、申請地の地目は山林である。</p> <p>廃汚泥は貯泥タンクに一時貯留し、バキューム車にて排出し、産業廃棄物として処理する。廃土についても産業廃棄物として処理する。揚湯試験時の排湯については、開始時の濁った状態のものは排污水として産廃処理する。 また、利用開始後の温泉水については、公共下水道への排水を予定。</p>			

申請地付近の見取り図

※ 周辺に既存源泉はない。(東に約 4.3km に公共の源泉有り (利用中))



別紙様式

都建収第286号

平成27年7月1日

山梨県富士・東部林務環境事務所長 様

都留市長 堀内 富久

温泉掘削許可申請に係る意見書

平成27年6月11日付け照会のあった温泉掘削許可申請に係る意見は次のとおりです。

- 1 温泉掘削予定地及びその周辺（500m）における規制等及びその内容
 - ・騒音規制法：特定建設作業 第1号区域
 - ・振動規制法：特定建設作業 第1号区域

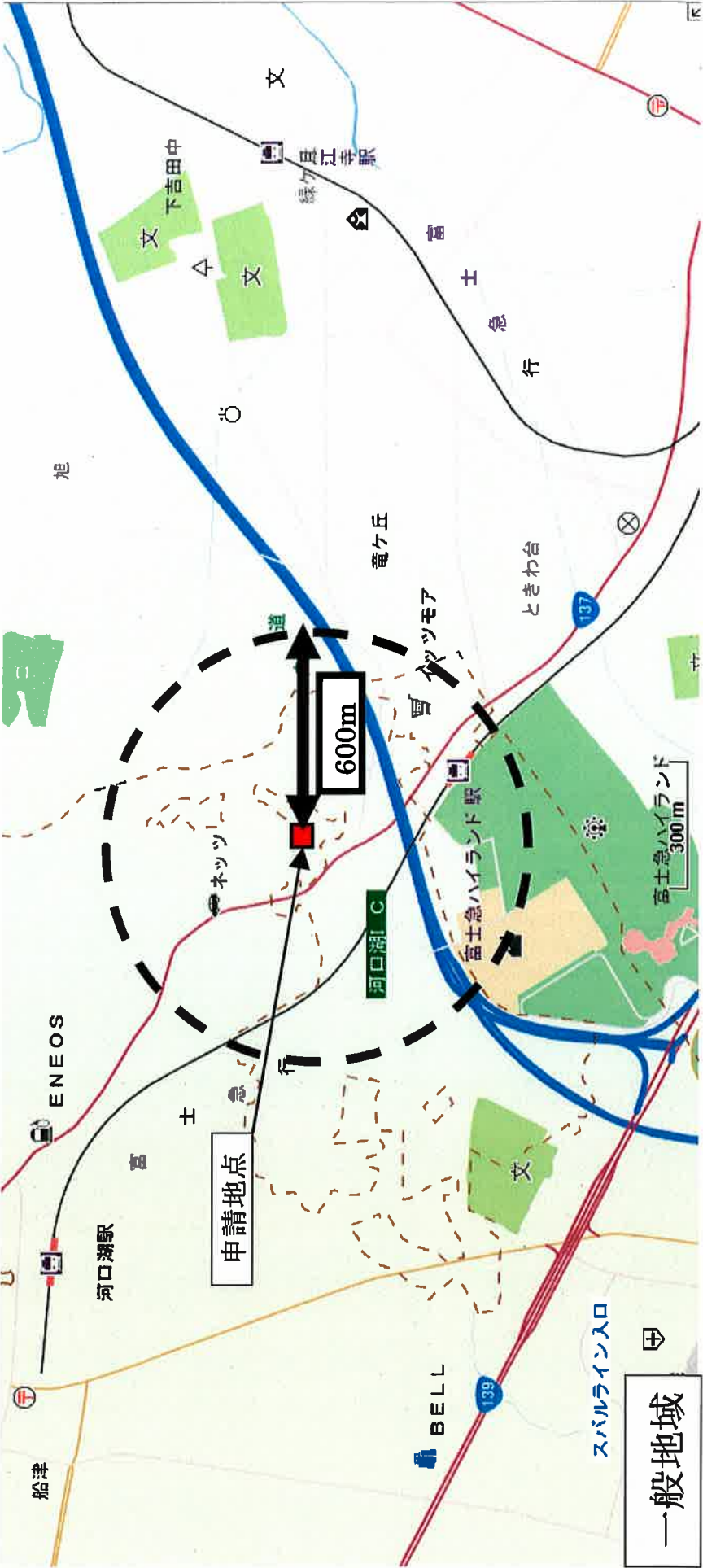
- 2 温泉掘削に伴う影響及び懸念される事項
 - ・水道水源への影響（水脈が下流域まで通っているため、水源等に影響が出ないように施工すること。）
 - ・近隣の井戸に支障が生じた場合は、施工を止めて対応にあたること。
 - ・掘削作業によって生じる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や関係法令を遵守すること。

- 3 上記1及び2以外の市町村の意見及び理由
 - ・本行為は、都留市開発行為指導要綱の開発行為に該当するため、必要図書を添付のうえ協議書を都留市役所建設課都市計画担当へ提出すること。
 - ・既設の公共施設（道路及びその附帯施設、法定外公共物等）に影響及び支障が出ないように施工すること。
 - ・着工前に事業内容を周辺住民へ周知すること。



申請地付近の見取り図

※ 周辺に既存源泉はない。(南に約960mに民間の源泉有り(利用中))



別紙様式

富河水発第7-5号

平成27年7月3日

山梨県富士・東部林務環境事務所長 殿

富士河口湖町長 渡 邊 凱 保



温泉掘削許可申請に係る意見書

平成27年6月11日付け富東林環第1595号で、照会のあった温泉掘削許可申請に係る意見は次のとおりです。

1 温泉掘削予定地及びその周辺（500m）における規制等及びその内容

騒音規制地域（2種）・振動規制地域（1種）

2 温泉掘削に伴う影響及び懸念される事項

住宅密集地であるため、騒音について配慮する必要がある。

（午前8時から午後5時までの工事とする。）

3 上記1及び2以外の市町村の意見及び理由

特になし



別紙様式

富 27 環政発第 60 号
平成 27 年 7 月 7 日

山梨県富士・東部林務環境事務所長 殿

富士吉田市長 堀 内 茂

温泉掘削許可申請に係る意見書

平成 27 年 6 月 11 日付け照会のあった温泉掘削許可申請に係る意見は次のとおりです。

- 1 温泉掘削予定地及びその周辺（500m）における規制等及びその内容
・富士吉田市側は特になし。

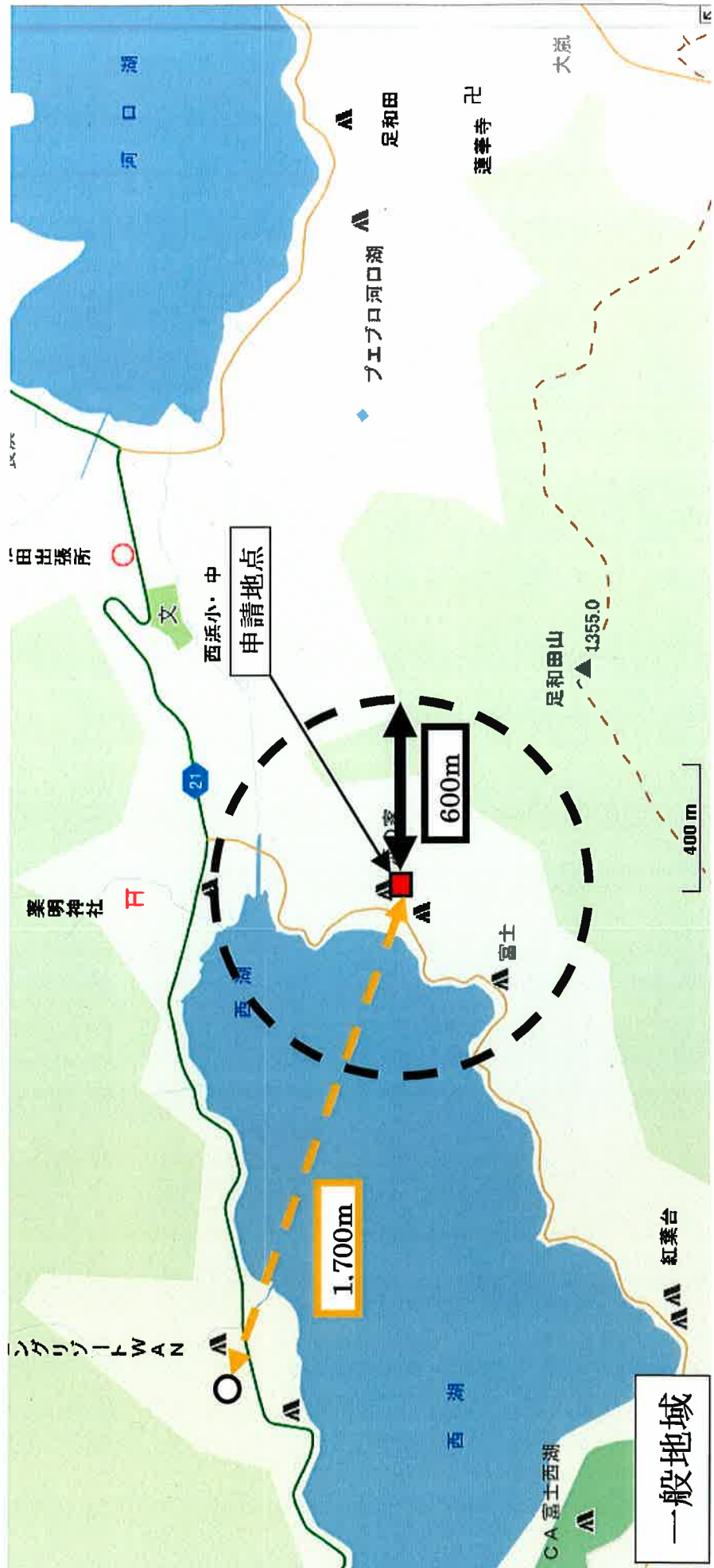
- 2 温泉掘削に伴う影響及び懸念される事項
・掘削付近には住宅も少なく、民間井戸もないため、支障がないと判断されるが、温泉掘削後に、地下水に障害が発生した場合は、原因究明と対応を申請者が責任もって実施して頂きたい。

- 3 上記 1 及び 2 以外の市町村の意見及び理由（あれば）



申請地付近の見取り図

○：既存源泉（未利用）



別紙様式

富河水発第7-6号

平成27年7月3日

山梨県富士・東部林務環境事務所長 殿

富士河口湖町長 渡 邊 凱 保



温泉掘削許可申請に係る意見書

平成27年6月11日付け富東林環第1596号で、照会のあった温泉掘削許可申請に係る意見は次のとおりです。

1 温泉掘削予定地及びその周辺（500m）における規制等及びその内容

特になし

2 温泉掘削に伴う影響及び懸念される事項

特になし

3 上記1及び2以外の市町村の意見及び理由

特になし

